

令和6年度信託法学会総会および研究発表会のご案内

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび令和6年度信託法学会総会および研究発表会を別紙の要領により開催する運びとなりました。

会員の皆様におかれましては、万障お繰り合わせのうえご出席くださいますよう、お願いかたがたご案内申し上げます。

敬 具

令和6年4月

信託法学会

理事長 神 作 裕 之

1. 日 時：令和6年6月9日（日） 10:30～16:50（受付は10:00から行います。）

2. 場 所：一橋大学 一橋講堂（学術総合センター内2階）（後掲案内図ご参照）

ご注意：一橋講堂内での飲食はできません。ただし、学術総合センター2階のロビー、廊下では飲み物のみ可能です。

学術総合センターは、3階喫煙所を除き、すべて禁煙です。

（※）学術総合センターでは、入館者の確認が行われます。

つきましては、**身分証明書または開催案内状（本状）**をセンターの係員にご提示の上、入館して下さい。

3. 次 第：

○ 開 会 10:30

○ 研究発表会 10:30～11:30

信託受託者としての信託銀行は契約に記載されている以上の注意義務を負うか？

（報告者）三菱UFJ信託銀行

杉村 健太

（司会者）京 都 大 学

山下 徹哉

○ 総 会 11:35～

議

案 (1) 役員を選任

(2) 名誉会員の選出

(3) 令和5年度会計報告

(4) 令和6年度予算

(5) その他

—昼食・休憩—

○ シンポジウム 13:30～16:50

「高齢者を委託者とする家族間信託の現状と課題」

「はじめに」

同志社大学

佐久間 毅

「実務の現状と課題」

弁 護 士

杉山 苑子

「設定上の課題」

京 都 大 学

木村 敦子

「継続中の課題」

同志社大学

佐久間 毅

「終了に関する課題」

金 沢 大 学

宮本 誠子

○ 閉 会 16:50

4. 懇 親 会

学会終了後、次により懇親会を開催いたします。

日 時：当日 17:00 ～ 18:00

場 所：一橋大学 一橋講堂2階 中会議場2・3・4（後掲案内図ご参照）

会 費：4,000円

5. その他

- (1) 研究発表会報告者の報告資料は、6月初め頃、信託法学会のウェブサイト (<http://www.shintakuhogakkai.jp/>) に掲載予定です。
- (2) 昼食につきましては、会場周辺の一般食堂をご利用ください。

(事務局からのお願い)

●令和6年度の会費

令和6年度の会費(4,000円)は、5月末までに次の方法によりご納入ください。

- 銀行振込 ゆうちょ銀行 当座：〇一九店 185924
信託法学会(シNTAXホウガクカイ)

(郵便振替の場合 00120-0-185924 信託法学会)

※三井住友銀行口座は本年3月末をもって解約しております。

●総会・研究発表会・懇親会の出欠

お手数ですが、ご出欠の予定を信託法学会ウェブサイトの登録専用ページから5月24日(金)までにご登録くださいますようお願い申し上げます。なお、登録専用ページにアクセスできない場合、しばらく時間をあけてから、再度、アクセスしていただくようお願い申し上げます。

●懇親会について

会場の定員(192名)により、懇親会については、下記ウェブサイトから登録いただいた先着順での参加とさせていただきます。

懇親会に参加される方は、下記ウェブサイトから登録いただいた上で、懇親会費(4,000円)を、上記の方法により5月24日(金)までにご納入ください。会費と懇親会費を一括して振り込む場合、8,000円ご納入ください。

ご登録がない場合、懇親会費をお振込みいただいても、懇親会へのご参加ができない場合がございますので、ご注意ください。ご納入いただいた方につきましては、振込明細書をもって領収書に代えさせていただきます。懇親会券は、当日、受付で名札に入れてお渡しします。

<信託法学会ウェブサイト>

<http://www.shintakuhogakkai.jp/>



【問合せ先】

信託法学会事務局

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-1 岸本ビル1階

TEL 070-2284-5079 (平日9:00~17:15)

ウェブサイト <http://www.shintakuhogakkai.jp/>

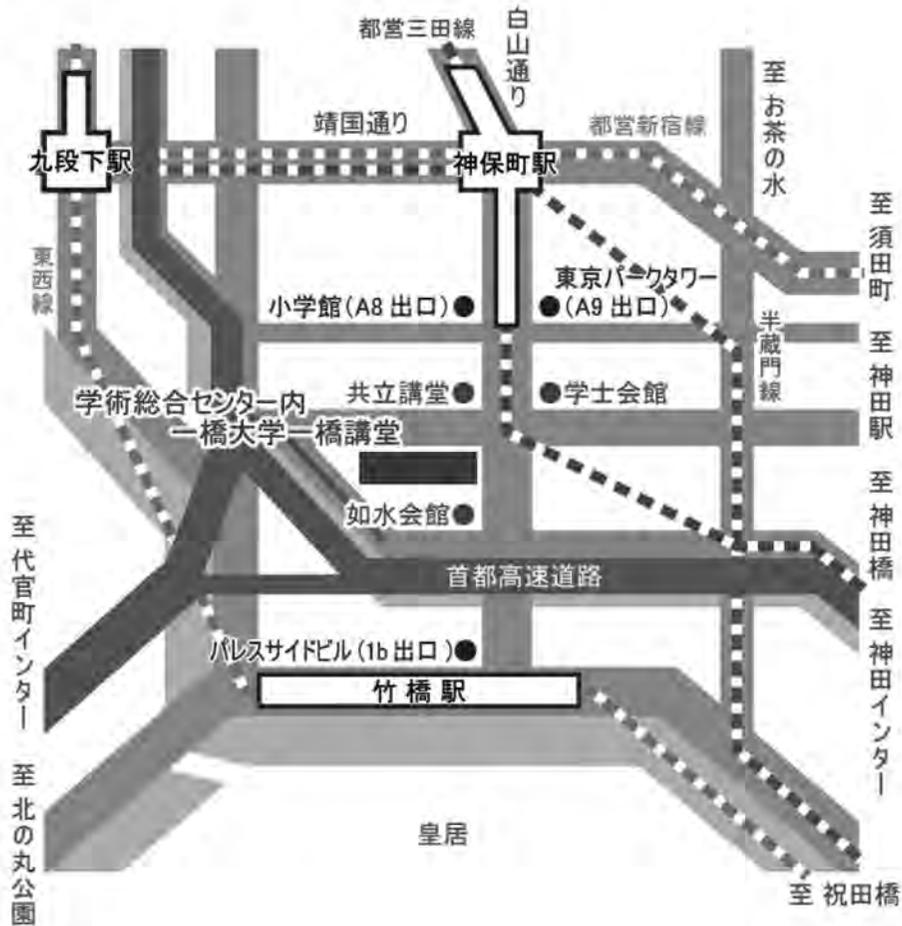
E-Mail sintakuhogakkai@hotmail.co.jp

※事務局電話番号は令和6年4月1日に変更しております。

会場案内

- 開催日：令和6年6月9日（日） 10:30～16:50
- 場所：学術総合センター 千代田区一ツ橋 2-1-2
- 総会および研究発表会会場：一橋大学 一橋講堂
- 懇親会会場：2階中会議場2・3・4

<アクセス>



<アクセス方法>

<利用交通機関>

- 東京メトロ半蔵門線、都営三田線、都営新宿線 神保町駅 (A8・A9 出口) 徒歩4分
- 東京メトロ東西線 竹橋駅 (1b 出口) 徒歩4分

研究発表会（資料）

信託受託者としての信託銀行は契約に記載されている以上の注意義務を負うか？

三菱UFJ信託銀行 杉村 健太

シンポジウム「高齢者を委託者とする家族間信託の現状と課題」

1 はじめに

同志社大学 佐久間 毅

2 実務の現状と課題

弁護士 杉山 苑子

3 設定上の課題

京都大学 木村 敦子

4 継続中の課題

同志社大学 佐久間 毅

5 終了に関する課題

金沢大学 宮本 誠子

研究発表会報告者の報告資料は、6月初め頃、信託法学会の
ウェブサイト (<http://www.shintakuhogakkai.jp/>) に掲載予定です。



信託受託者としての信託銀行は契約に記載されている以上の

注意義務を負うか？

三菱UFJ信託銀行 杉村 健太

本報告の目的は、信託受託者としての信託銀行が契約に記載されている以上の注意義務を負うことがあるかどうかを分析することである。

一般に、信託受託者が契約通りに事務を履行すべきであることは当然である。しかし、報告者自身の実務上の経験や裁判例の分析で見られるように、信託銀行が信託の受託者として契約に記載されている以上の注意義務を期待される場面がみられる。そして、受託者としての信託銀行が契約に記載されている以上の注意義務を負うかどうかは、主張が対立しており、必ずしも明らかであるとは言えない状況である。

この問題について本報告のテーマに近い問い立てをする先行研究も存在するものの、その検討は表面的なものにとどまっているように思われる。本報告では、この問題は信託概念の捉え方の問題として分析すべきものであるとの観点から、信託は契約と異なるものかあるいは同一視されるものかという点が議論された Langbein-Frankel 論争と、アメリカにおけるその後の議論の展開を分析することに意味を見出す。信託は契約とは異なるとする立場が、受託者の広範な裁量権を信託と契約を区別するための論拠としていることから、受託者の裁量性が低い信託はその信託的性質が低くなると捉えることが可能であり、そのような信託にかかる信託契約はむしろ契約のように形式的に解釈すべきであると考えられる。

次に、これを理論的前提として、年金信託を念頭に、日本の信託銀行における受託者としての裁量性の大きさを検討する。そして、年金信託事務代行業務および年金運用の場面における信託銀行の裁量権は、限定的であることを示す。

以上より、本報告では、「日本の信託銀行実務における信託は、基本的に裁量性が小さいので、その信託契約は契約的に解釈されるべきであり、信託銀行は契約に記載されている事項以上の注意義務を負うことはない」と結論付けることとなる。

シンポジウム「高齢者を委託者とする家族間信託の現状と課題」

同志社大学	佐久間 毅
弁護士	杉山 苑子
京都大学	木村 敦子
金沢大学	宮本 誠子

1 はじめに (佐久間 毅)

近年、高齢者が委託者兼受益者、その家族の一員が受託者となり、高齢者の財産の管理または承継を目的とする信託（以下、この種の信託を指して「家族間信託」と呼ぶ）に対する関心が高まり、設定例が増えている。これに伴い、裁判にまで至る紛争もみられるようになってきている。

このような状況を反映して、この種の信託に関する研究が充実しつつあり、本学会においても、民事信託（家族間信託以外のものも含む。以下同じ）に関する優れた研究発表が数多くされている。とはいえ、家族間信託の設定は本格化し始めたばかりであり、下級審判決も徐々に増え始めていることから、残された問題、新たに生じている問題が少なからずあるように思われる。

そこで、家族間信託につき、実務の現状と課題を確認した上で、その課題のうちいくつかのものにつき、設定上のもの、継続中のもの、終了に関するものに分けて整理、検討することとする。

2 実務の現状と課題 (杉山 苑子)

民事信託の利用件数は年々伸びており、令和5年に公正証書を作成して設定された民事信託の件数は初めて4000件を超えた。統計が開始された平成30年の作成件数が2000件余りであったことからすると、この6年間で倍増している状況である。

民事信託の普及が進むにつれ、裁判例も増えており、信託を設定した委託者自身や委託者の相続人が信託の効力を争うもの、受託者の解任や信託の終了に関する信託条項の解釈が問題となったもの、信託継続中における受益者への給付額の適否が問題になったもの等、紛争の現れ方も多様化している。

本報告では、民事信託の現状として、日本公証人連合会の統計や民事信託の利用実態に関するアンケート等を紹介すると共に、民事信託に関する裁判例を取り上げ、その特徴や傾向について若干の分析を行う。さらに、民事信託に関し、実務上問題となっている論点を整理し、後の報告に繋げたい。

3 設定上の課題 (木村 敦子)

家族間信託において、高齢者の財産管理を目的とする場合には、その信託の設定は、委託者とその親族である受託者との間の信託契約によりなされる。その際、信託法上、信託

行為に別段の定めをすることが認められている場合には、委託者と受託者との間で信託法の規定とは異なる内容の定めがされることがある。もっとも、とくに家族間信託に関しては、信託契約の条項について次のような検討課題がある。

第一に、受益者の変更、受託者の解任、信託の変更、信託の終了について、受託者の同意を要する、または委託者の権利を排除する旨の契約条項が定められた場合である。信託契約においてこれら信託条項が定められていると、その後委託者と受託者の関係が悪化したときに、委託者兼受益者が受託者を解任する等の策を講じることができないといった事態が生じうる。本報告では、こうした問題場面を念頭に、家族間信託において、委託者と受託者が定めた信託契約の条項に関する効力をめぐる問題について整理・検討を行う。

第二に、家族間信託において、委託者でも受託者でもない第三者に指図権または同意権を付与する契約条項が定められた場合である。指図権等については、これまで商事信託の場面を念頭に、指図権者が負うべき義務や責任をめぐる議論が展開されてきた。家族間信託の場合には、安定した事業承継や委託者の判断能力低下への備えを目的として、第三者に指図権または同意権を与えることが考えられる。しかし、このような指図権等により、信託契約の主要な当事者が本来有すべき権利・権限が制約される可能性があることから、指図権等を第三者に与える信託の契約条項の効力を検討する必要がある。

以上の検討課題に加えて、信託契約の作成に専門家が関与する場合における専門家の行動指針・責任についても、実務状況を踏まえた問題点の整理・検討を行うこととしたい。

4 継続中の課題

(佐久間 毅)

信託の継続中、受託者によって信託事務が適正に処理されることが何より重要である。これは、信託一般に妥当することであるものの、家族間信託では、受託者が非専門家であるために任務の理解が不十分であることまたは適性に欠けること、受託者が信託終了後の残余財産を取得する地位にあるときは当然、そうでなくても事実上の利益相反的地位にあることが珍しくないこと、受託者が受託の反復継続を考えていないために reputation risk をおそれる立場にないこと、委託者兼受益者の判断能力の低下により信託にかかる意思決定・受託者に対する監督が不十分になるおそれがあることなどから、信託事務処理の適正確保に特に意を払う必要がある。

この観点から取り上げるべき課題は数多くあるが、本報告では、以下のものにつき、近時の裁判例も参考にしながら整理、検討する。

第一に、信託財産の中でとりわけ重要な財産といえる金銭と不動産の管理または処分にかかる受託者の権限または義務の違反の抑止に関することとして、信託口座が有する意義または機能と、信託登記が有する意義または機能である。

第二に、受託者が（潜在的な）利益相反的地位にある場合における委託者兼受益者の権利の保護に関することとして、たとえば「受益者の幸福な生活および福祉の確保」という信託の目的の下で受益権にかかる給付の内容の決定が受託者に委ねられている場合における、その給付のあり方である。

5 終了に関する課題

(宮本 誠子)

家族間信託は、高齢者である委託者兼受益者の判断能力低下に備えて設定されることが多い。判断能力が低下した場合には、委託者兼受益者について成年後見開始の審判があ

り、成年後見人が選任されることも考えられる。そこで、本報告では、終了にかかわる問題として、第一に、委託者兼受益者の成年後見人による信託の終了について検討する。成年後見人は、委託者兼受益者を代理し、本人の設定した信託を終了させることができるのか。委託者兼受益者の意思や、成年後見人の行為基準に着目しながら、分析する。

第二に、家族間信託は、高齢者である委託者兼受益者の死亡により終了するとされていることが多く、当該信託が、委託者兼受益者の死亡に伴う財産承継の側面を抱えることに関連する問題を扱う。問題は数多く指摘され得るが、本報告では、委託者兼受益者が、信託を専ら自身の判断能力低下に備えるために設定し、財産承継の機能を持たないようにしたいと考えるケースを採り上げる。

